

北ハ協総 2 第 50 号
令和 2 年 6 月 3 日

地 区 協 会 長
各 殿
協 会 員

一般社団法人 北海道ハイヤー協会
会 長 今 井 一 彦



感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業費補助金申請について

この度、北海道では道民の移動などの活動に欠かせない業種である「バス・タクシー事業者」において、感染拡大防止のガイドラインを策定・普及啓発して、当該ガイドラインに沿った取組み等を行った事業者に対して、標記の補助金を交付することになりましたのでお知らせ致します。

交付対象となる主な取り組みとしては、車内や事務所で使う感染防止資材の購入（マスク・手袋・消毒剤・石鹸・ペーパータオル）、事務所や窓口における飛沫感染の防止（ビニールカーテン・アクリル板の設置）、車内における飛沫感染の防止（防護スクリーンの設置・カード等電子決済システムの導入）、従業員や乗客への普及活動（チラシ・ポスター・ステッカーの作成）などが挙げられます。

この助成事業では、感染防止ガイドラインに基づいて取り組んだ場合は 1 事業者に 25 万円の定額を交付します。

つきましては、別添の補助金申請書を作成の上、北ハ協総務課（FAX011-551-0161）まで送付下さるようよろしくお願い申し上げます。

なお、補助金の申請から交付までのスキームとしては申請書提出⇒交付決定通知⇒補助金の交付⇒実績報告書の提出という流れになります。

また、実績報告書の提出に当たっては感染防止のため行った取組みに対する写真を添付して頂きますが、購入等に要した費用の領収書の添付を求める場合もあります。

各地区協会におかれましては、この補助事業について傘下会員に周知されますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

<補助金スキーム>

- | | |
|-------------|---|
| 1. 申請書提出期日 | 令和 2 年 6 月末日まで |
| | ↓ |
| 2. 交付決定の通知 | 申請後、随時交決定を通知 |
| | ↓ |
| 3. 補助金の交付 | 交付決定後、随時補助金を振込み |
| | ↓ |
| 4. 実績報告書の提出 | 補助金受領後、速やかに（事前実施含む）実施して実績報告書を提出（最終提出日 令和 2 年 10 月末まで） |

以上

※ 北海道ハイヤーの WEB サイト 加盟者ログイン「パスワード：h h k 1171」に申請書及び実績報告書のフォーム（Word）が登録されています。

交付対象となる取組例

交付対象となる取組	具体例
車内や事務所で使う感染防止資材の購入	マスク、手袋、消毒液、手洗い用石けん、ペーパータオルの購入など
事務所や窓口における飛沫感染の防止	ビニールカーテン、アクリル板の設置など
車内における飛沫感染の防止	車内における防護スクリーンの設置、車内への電子決済システムの導入など
従業員への普及啓発	事業者が独自で実施する研修会、事業者が独自で作成する冊子など
乗客への普及啓発	事業者が独自で作成するチラシ、ポスター、ステッカー、冊子など
その他	上記以外のもので、ガイドラインに基づく取組を行うために必要なもの

新型コロナウイルス感染防止拡大ガイドライン策定普及モデル事業費
補助金申請書

【1】事業者名 _____

【2】代表者名 _____

【3】担当者名 _____

【4】電話番号 _____

【5】メールアドレス _____

【6】申請内容（下記の内容に同意する場合は左の□に✓を入れること。）

☐

私は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、ガイドラインを
遵守し取り組むため、これらに係る費用を規定に基づき申請します。

☐

あわせて、下記の7項目の全てに対して宣誓・同意します。

ア 本事業への申請は、1事業者につき1回であること

イ 給付対象者の要件を満たしていること

ウ 入力事項及び添付書類等の内容が虚偽でないこと

エ 業界団体および北海道経済部が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること

オ 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと

カ 「北海道暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、

ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと

キ 当申請要領に従うこと

【7】振替口座

・口座名義人氏名 _____

・振込先金融機関名 _____ 支店名 _____

・金融機関コード（店舗番号） _____

・預金種別 _____（普通 / 当座 / 貯蓄）

・口座番号 _____

新型コロナウイルス感染防止拡大ガイドライン策定普及モデル事業費補助金
実施報告書

【5】メールアドレス

【6】 取組活動報告（実施した取組に□に✓を入れること。）

チェック ☑	交付対象となる取組	具体例
☐	車内や事務所で使う感染防止資材の購入	マスク、手袋、消毒液、手洗い用石けん、ペーパータオルの購入など
☐	事務所や窓口における飛沫感染の防止	ビニールカーテン、アクリル板の設置など
☐	車内における飛沫感染の防止	車内における防護スクリーンの設置、車内への電子決済システムの導入など
☐	従業員への普及啓発	事業者が独自で実施する研修会、事業者が独自で作成する冊子など
☐	乗客への普及啓発	事業者が独自で作成するチラシ、ポスター、ステッカー、冊子など
☐	その他	上記以外のもので、ガイドラインに基づく取組を行うために必要なもの（【】内に簡単にご記載ください。） 【 】

※画像添付